

議案第101号

幕別町公民館条例の一部を改正する条例

幕別町公民館条例（平成17年条例第140号）の一部を次のように改正する。

第2条の表幕別公民館の項及び札内公民館の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。